

三木町部活動地域展開推進計画

(令和8年度～令和13年度)



令和8年3月

三木町教育委員会

三木町部活動地域展開推進計画

三木町教育委員会

【目的】

本計画は、少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校の働き方改革を推進するために、これまで学校単位で行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域展開し、三木町全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することを目的とする。

【方針】

- 1 地域の子どもは、地域で育てるという理念のもとに、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、国・県・町の認定要件に基づいて町が認定した「三木認定地域クラブ活動」へと展開していく。
- 2 部活動の地域連携や休日の地域展開からはじめて、段階的に平日の活動も「三木認定地域クラブ活動」に移行・展開していく。
- 3 令和6年に設置された三木町地域部活動運営協議会が中心となって、町・学校・関係団体・保護者と連携しながら、三木町の状況にあった部活動の地域展開を進める。
- 4 生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めたウェルビーイングの向上、地域社会の維持・活性化、長寿社会の実現など、多面的な効果を期待した地域展開を目指す。

【学校部活動が担ってきた教育的意義】

- 1 スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- 2 体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- 3 非認知スキルである自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- 4 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- 5 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながり、生涯にわたって付き合うことができる人との出会いの機会となる。
- 6 学校や地域で友だちや生徒を応援しようという活力のある雰囲気と愛校心・愛郷心を醸成する。

【三木中学校生徒数の推移】

R8. 2. 4 現在



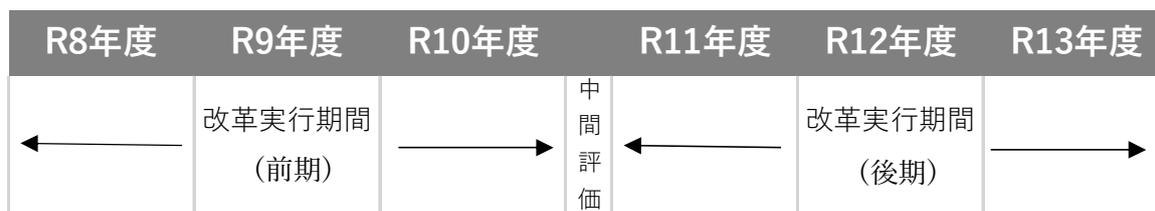
【R7年度三木中学校の部活動の現状】

- 1 設置されている部活動(全22部活動)
陸上競技・ソフトボール(男女)・バスケットボール(男女)・バレーボール(男女)・卓球(男女)・サッカー・柔道・剣道・水泳・新体操・野球・硬式テニス・美術・ボランティア家庭科・合唱・パソコン・吹奏楽・ESS
- 2 入部率 87.5% (663人/758人)(R7.5.7現在)
- 3 休日活動している部活動(16部活動)
陸上競技・ソフトボール(女)・バスケットボール(男女)・バレーボール(男女)・卓球(男女)・サッカー・柔道・剣道・新体操・野球・硬式テニス・合唱・吹奏楽
- 4 部活動指導員・地域指導者(三木町地域部活動運営協議会が委嘱)が配置されている部活動
・部活動指導員(7名)・・・陸上競技・バレーボール(男)・卓球(女)・水泳・新体操・吹奏楽・合唱
・地域指導者(5名)・・・卓球(男)・ソフトボール(女)・サッカー・柔道・硬式テニス

【部活動地域展開における三木町の特長】

- 1 1町1中学校であり、平日の放課後は、これまで通り生徒は移動することなく中学校施設等を活用しての地域展開が可能である。
- 2 生徒数は減少傾向にあるが、急激な減少ではなく、当面は現在の部活動が維持できる。
- 3 公費支援による部活動指導員・地域指導者の配置が進んでいる
- 4 R6年に「三木町地域部活動運営協議会」が設置され、部活動の地域連携が進み、休日は希望する教員による部活動の指導体制ができている。

【地域展開に向けたスケジュール】（部活動がすぐになくなることはない）



- 1 改革実行期間の R13 年度末までに、全ての部活動において休日の部活動の認定地域クラブ活動化を図り、地域展開を目指す。
- 2 平日については、中間評価等を経て各部・地域の状況に応じながら可能な部活動から段階的に認定地域クラブ活動化する。
- 3 認定地域クラブ活動化までは、教職員・部活動指導員・三木町地域部活動運営協議会が委嘱した地域指導者が連携しながら学校管理下において部活動の地域連携を進める。

【三木認定地域クラブ活動について】

- 1 生徒数の減少を勘案しながら、三木中学校の部活動を精選・縮小しつつ、持続可能な部活動を生徒が自主的・自発的に参加する三木認定地域クラブ活動に移行する。
- 2 スポーツ庁・文化庁・三木町が定めた要件等に従って、三木町地域部活動運営協議会が運営・実施する。
- 3 三木認定地域クラブ活動は、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の健全な成長のために放課後、休日の大切な居場所・活動ととらえる。
- 4 原則、三木中学校の生徒を対象とする。
- 5 学校生活と三木認定地域クラブ活動はつながり、生徒たちが切磋琢磨する活気のある学校の雰囲気醸成する。
- 6 地域の方・保護者・兼職兼業を許可された教員・元部活動指導員等が「地域指導者」となり、生徒の指導・監督を行う。
- 7 平日は、放課後すぐに三木中学校や町内施設等で活動する。
- 8 学校管理下外となるため、怪我等を保障する保険及び個人賠償保険等に加入する必要がある。
- 9 指導者への謝金・消耗品・大会参加費・交通費・クラブ運営費等は、原則受益者負担となる。

【三木認定地域クラブの認定要件・認定手続き】

1 認定要件等

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）

- (2) 三木町部活動ガイドラインに基づく適切な活動時間や休養日が設定されていること（平日1日2時間程度以内、休日1日3時間程度、週当たり11時間程度の範囲内、休養日週2日以上）
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版DBSの活用等を含めた暴力、暴言、ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止徹底、「三木町地域指導者配置要綱」・「三木町立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」等により登録・許可された指導者による指導等）
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること（生徒の健康状態や気候を考慮した適切な活動、施設設備の安全点検、緊急時の連絡体制整備、怪我等を保障する保険及び個人賠償保険への加入）
- (6) 適切な運営体制が確保されていること（関係法令の遵守、規約等の作成と公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営）
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること（活動方針やスケジュール、生徒の活動状況に関する情報共有）

2 認定手続等

- (1) 地域クラブ活動の実施主体が、申請書等を三木町地域部活動運営協議会に提出する。三木町地域部活動運営協議会は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施する。
- (2) 認定の有効期間は3年とする。
- (3) 三木町地域部活動運営協議会は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施する。



【今後の課題】

- 1 適性と意欲のある指導者の確保と研修の充実
- 2 経済的に困窮する世帯の生徒への支援
- 3 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
- 4 今後の生徒・教員の減少を想定した部活動の精選
- 5 他市町の部活動地域展開の在り方ともなう教職員の部活動への意識の変化
- 6 他市町との教職員の兼職・兼業許可の共通理解
- 7 兼職・兼業を申請した教職員の学校における時間外在校時間と認定地域クラブ活動における労務時間の把握と管理
- 8 保護者・地域の理解促進のための広報活動

※ 本推進計画は、国や香川県が示す計画及びガイドラインや動向、三木町地域部活動運営協議会における協議や生徒、保護者、教職員のニーズ等を受けて、適宜見直しを図ることとする。

令和8年(2026年)3月